資料３－３

■障がい福祉サービス並びに障がい児通所支援及び障がい児入所支援の提供体制の整備を進めるための大阪府の基本的考え方（案）

一 基本的理念

１障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

□障がい者等の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮
□障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備推進

２市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

□障がい福祉サービスの充実・均てん化
□発達障がい者・高次脳機能障がい者が障害者総合支援法の給付対象であることの周知
□難病患者の障がい福祉サービスの活用促進

３入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

□***日中サービス支援型指定共同生活援助等による入所等からの地域生活への移行が可能となる障がい福祉サービス等の提供体制の整備***
□地域生活支援の拠点等の整備、卒業・就職等の生活環境の変化を見据えた相談支援を中心とした支援
□精神病床における長期入院患者の地域生活への移行に向けた精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

４地域共生社会の実現に向けた取組

□***地域の相談等を受け止め、自ら対応またはつなぐ機能、多機能協働の中核的機能や伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援***
□***相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援***
□***コーディネート機能や居場所の確保等の機能を備えた支援***

5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

□ 障がい児通所支援等の充実・均てん化
□ 障がい児のライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援提供体制の構築
□地域社会への参加やインクルージョンの推進
□医療的ケア児に対する包括的な支援体制の構築

6 ***障がい福祉人材の確保***

□***専門性を高めるための研修の実施***
□***多職種間の連携の推進***
□***障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報***

7 ***障がい者の社会参加を支える取組***

□***障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保***
□***視覚障がい者等の読書環境の整備の計画的推進***

二 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障

2 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障

3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

□グループホームの充実・入所等から地域生活への移行

□地域生活支援拠点の整備と必要な機能の充実、障がい者支援施設の小規模化等の推進・施設入所者の地域生活の移行や地域との交流機会の確保など地域への開放

4 福祉施設から一般就労への移行等の推進

5 ***強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実***

資料３－３

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

１相談支援体制の構築

□相談支援事業者と保健、医療、福祉サービスにつなげる等関係機関との連携

□サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材育成

□相談支援事業所の充実

□市町村における基幹相談支援センターの設置促進

□***主任相談支援専門員の計画的確保・有効活用***

□***計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援、基幹相談支援センターなどの地域における相談支援体制の検証・評価、総合的な相談支援体制・専門的な指導・助言・人材育成の更なる強化・充実、有機的な連携に向けた相談支援体制の再構築***

２地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

□計画的な地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保

□自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実

３発達障がい者等に対する支援

□発達障がい者支援センターの複数設置や発達障がい者地域支援マネージャーの配置の促進

□***ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者やその家族等に対する支援体制や発達障がいの診断等を専門的に行うことのできる医療機関等の確保***

４協議会の設置等

□障がい者等の実態把握、支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築や運営状況に対する評価、支援体制の改善

□居住支援協議会との連携促進

□発達障がい者支援センター、高次脳機能障がい支援拠点、難病相談支援センター等との連携確保

□地域における発達障がい者等の課題に関する情報共有

□発達障がい者支援地域協議会の設置・活用

四　障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

１地域支援体制の構築

□児童発達支援センターにおける障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化や障がい児通所支援等を実施する事業所との緊密な連携

□***障がい児の地域社会への参加やインクルージョンの推進***

□障がい児入所施設の専門的機能の強化・***ケア単位の小規模化の推進・地域との交流機会の確保などの地域への開放***・短期入所や親子入所等の実施体制の整備

□***障がい児入所施設に入所している児童の１８歳以降の支援の在り方に関する協議体制の整備***

□障がい児通所支援や障がい児入所施設における支援の質の向上と支援内容の適正化

２保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

□障がい児通所支援の体制整備における保育所や認定こども園や放課後児童クラブ等の子育て支援施策との緊密な連携

□母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携

□学校、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等の緊密な連携

□***放課後等デイサービス等の障がい児通所支援における学校の空き教室の活用や関連施策との緊密な連携促進に資する実施形態の検討***

□***児童発達支援センターや特別支援学校等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保***

□***新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置、新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書の作成***

３地域社会への参加・包容の推進

障がい児通所支援事業所等と保育所・認定こども園・放課後児童クラブ・幼稚園・小学校・特別支援学校等との支援協力体制の構築

４特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

□重症心身障がい児・医療的ケア児の***人数・ニーズの把握***・支援体制の充実

□***重症心身障がい児・医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保に向けた家庭環境を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握・短期入所の役割・あり方検討***

□保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場の設置

□市町村における相談支援専門員・***保健師・訪問看護師等***の配置促進

□***新生児集中治療室に入院中から退院後の在宅生活を見据えた個々の医療的ケア児の発達段階に応じた支援***

□***医療的ケア児の育ちや暮らしの支援に向けた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多職種との協働、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた支援、医療的ケア児の育ちを保障するための協議の場を活用した社会資源の開発・改善***

□強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対する支援体制の整備

□虐待を受けた障がい児に対するきめ細やかな支援

5 障がい児相談支援の提供体制の確保

□障がいの疑いのある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援の実施

□障がい児相談支援の質の確保・向上

※***下線太字斜体部分***は今般の国の基本指針において改正された事項であり、大阪府としても国の基本指針に即して次期計画に盛り込む必要があると考えられる事項